

# 「平成28年度東京都食品衛生監視指導計画（案）」に関する意見

東京都福祉保健局 御中

2016年2月12日  
東京都生活協同組合連合会

東京都におかれましては、食品安全行政の充実に取り組んでおられることに心から敬意を表します。標記の計画（案）につきまして、当会の意見を申し上げます。

## 1. 「2 重点的に監視指導を実施する事項」（2）食品表示対策について

東京都の対策は適切なものと考えますが、外食等におけるアレルギー表示の実態調査を進め、積極的な表示対応を検討すべきと考えます。また、適正食品表示推進者育成講習会及びフォローアップ講習会のさらなる充実を求めます。

## 2. 「2 重点的に監視指導を実施する事項」（4）食品中の放射性物質対策について

「ア 都内流通食品」、「イ 都立芝浦と場でと畜される牛肉」について検査を実施しその結果を公表することで都民の食の安全・安心を確保するとされていますが、検査の継続とともに、その結果の見方や判断のしかたなどを消費者が理解し、報道などに惑わされないように情報提供や説明することが重要であると考えます。

## 3. 「4 その他の事業」（1）健康食品対策について

サプリメントを含むいわゆる健康食品は、摂取しやすい形状のものが多く、「過剰摂取」の問題や「医薬品」との飲み合わせによる被害の問題、製造業者の安易な原料の調達方法により「医薬品成分」が含まれているものや意図しないアレルゲンが含まれているものなど様々な問題があるといわれています。また、効果や機能の表示ができないにもかかわらず、誤認するような広告がされているものも数多く、問題となっています。ドラッグストアやコンビニエンスストアなどで気軽に購入できることから、市場規模は1兆2000億円を超えたとされており、消費者への啓発の強化とあわせ、製造業者や販売業者への立ち入り検査や商品検査、広告・販売方法等の監視強化など徹底した取組みの強化が必要と考えます。

## 4. 「4 その他の事業」（4）行商用弁当製造施設等に対する監視指導の強化について

平成27年10月より届出制から許可制に変更し、販売者や製造業者に対して衛生管理の徹底について監視指導を実施されることは大きな前進であると考えます。消費者の食生活の安全を最優先としつつも、利用者への便宜対応ならびに事業者の事業継続に対する丁寧な対応をすすめていただくよう要望します。